

佐久大学助産学専攻科 履修規程

(目的)

第1条 この規程は、佐久大学助産学専攻科規程第7条第4項に基づき、助産学専攻科における授業科目の履修に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(履修の登録及び変更)

第2条 学生は、履修しようとする授業科目について、毎学期の所定の期日までに履修登録を行わなければならない。履修登録は、履修届を学生総合支援センター事務室に届け出ることによって行うものとする。

2 履修登録後は、毎学期の所定の期間に限り、授業科目の変更及び追加、取り消しを認める。それ以外の期間については、原則として履修登録の変更は認めない。

(履修の制限)

第3条 次の各号に掲げる授業科目は、履修することができない。

- (1) 履修登録をしていない授業科目
- (2) 既に単位を修得した授業科目
- 2 授業科目によっては、その内容との関連において、それぞれ先行して履修すべき科目（以下、「先修要件科目」という。）の単位を修得又は修得見込みでなければならない。
- 3 先修要件科目は、別表第1のとおりとする。

(成績の評価)

第4条 各授業科目について、講義及び演習の場合は2/3以上、実習の場合は4/5以上出席した場合に成績評価の対象となる。

- 2 各授業科目の学修の評価と単位の認定は、筆記試験、口述試験、実技試験などにより行う。
- 3 成績の評価は、学則第23条に基づき、次のとおりとする。ただし、成績評価の対象とならない授業科目の成績表示は、欠とする。

判定	合格				不合格
	S	A	B	C	
評価	S	A	B	C	D
評点	100～90点	89～80点	79～70点	69～60点	59点以下

(追試験)

第5条 病気その他やむを得ない事情により前条第2項の試験を受けることができなかった者は、願い出により追試験を受けることができる。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、追試験願に病気の場合にあつては医師の診断書、その他の場合にあつては証明書又は理由書を添えて、当該試験実施後5日以内に学生総合支援センター事務室に提出し、学長の許可を得なければならない。
- 3 追試験の評点は、80点を上限とする。

(再試験)

第 6 条 試験（前条の追試験を含む。）を受験し、不合格となった者に対して、科目責任教員が必要と認めた場合は、再試験を行うことができる。

2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、指定された期日までに再試験願に再試験料を添えて、学生総合支援センター事務室に提出しなければならない。

3 再試験で合格した場合の成績評価は、Cとする。

(不正行為)

第 7 条 試験において、不正行為をした者に対しては、当該授業科目を含む当該学期の履修科目に係る成績評価を不可とするものとする。

(再履修)

第 8 条 単位を修得できなかった授業科目について、単位を修得しようとするときは、翌学期以降に第 2 条の手続きを行い、再履修しなければならない。

(委任)

第 9 条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修に関し必要な事項は、専攻科会議の議を経て、学長が別に定める。

附則 この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 5 年 2 月の専攻科会議で審議され、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は令和 7 年 2 月の専攻科会議で審議され、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 先修要件科目（第 3 条第 2 項関係）

履修条件がある科目	先修要件科目
助産学実習 I	助産学概論
助産学実習 II	周産期医学 I (生殖の基礎科学)
助産学実習 III	周産期医学 II (妊娠・分娩・産褥)
助産学実習 IV	周産期医学 III (新生児)
	生命科学と倫理
	家族関係発達論
	妊娠期の診断とケア
	分娩期の診断とケア I (基礎)
	分娩期の診断とケア II (実践)
	産褥期の診断とケア
	新生児・乳幼児期の診断とケア
	周産期ハイリスクケア
	ウイメンズヘルスケア
	健康教育方法論
	地域母子保健
	助産管理

※助産学実習 I～IVの履修にあたっては、先修要件科目欄に掲げる科目の単位を修得又は修得見込みでなければならない。